

1 件 名：規約の改正について（分科会の位置づけ）

2 内 容

圏域別（北部・中部・南部）に実施している市町村連携交通会議について、より強力に推進するため、沖縄県地域公共交通協議会の分科会として位置づけるため、規約を改正する。

3 調整状況

令和6年度第1回沖縄県地域公共交通協議会において、議題として提案し承認済。

(目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑

- な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(圏域別分科会)

第9条 第3条第3号に関して、市町村間の広域的な移動について関係者と協議等を行うため、北部、中部、南部圏域の分科会を設置する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。
- 3 この規約は、令和7年〇月〇日から施行する。

沖縄県地域公共交通協議会規約

(下線部分は、修正箇所)

新 旧 対 照 表	
改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条(略)</p> <p><u>(圏域別分科会)</u> <u>第9条 第3条第3号に関して、市町村間の広域的な移動について関係者と協議等を行うため、北部、中部、南部圏域の分科会を設置する。</u></p> <p>(協議結果の尊重義務) 第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(事務局) 第11条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担) 第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(委任) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。 2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。 <u>3 この規約は、令和7年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第8条(略)</p> <p>(協議結果の尊重義務) 第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担) 第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(委任) 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。 2 この規約は、令和5年11月29日から施行</p>

第1回沖縄県地域公共交通協議会

日 時: 令和6年6月27日(木)

10時00分～11時30分

場 所: 沖縄県庁4階 講堂

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 沖縄県地域公共交通計画について 参考資料①
- (2) 第3回 沖縄県地域公共交通協議会 議事要旨 (R5) 参考資料②、②-2

3 議 題

- (1) 沖縄県地域公共交通計画(別紙)について 資料1
- (2) 計画の推進について 資料2、2-2
- (3) 分科会の設置について 資料2

4 その他

参考資料③

- (1) 沖縄持続可能な交通環境構築推進事業について(リ・デザインの取組)
- (2) わった～バス利用促進乗車体験事業について

5 閉 会

【配布資料】

次第、配席図、出席者名簿、会議規約

資料1 沖縄県地域公共交通計画(別紙)

資料2 計画の推進及び分科会の設置について

資料2-2

参考資料① 沖縄県地域公共交通計画及び概要版(冊子)

参考資料② 第3回 沖縄県地域公共交通協議会 議事要旨(R5)

参考資料②-2 第3回協議会意見を踏まえた計画(案)修正の内容について

参考資料③ その他

追加資料① 交通の再構築(リ・デザイン)による持続可能で心豊かな生活と観光の実現

追加資料② 地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート

3 分科会の設置

参考：令和6年度第1回協議会資料(抜粋)

現行

変更

沖縄県地域公共交通協議会

内容：地域公共交通計画の策定、事業実施、モニタリング、評価、変更
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等

↑ 確保維持計画を報告

部会（沖縄県生活交通確保維持協議会）
(沖縄県地域公共交通協議会の部会)

内容：赤字バス路線の運行費欠損補助
・地域間幹線系統確保維持計画の検討
・生活バス路線確保維持計画の検討
体制：関係市町村、事業者、国、県等

沖縄県地域公共交通協議会

内容：地域公共交通計画の策定、事業実施、モニタリング、評価、変更
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等

↑ 部会・分科会の協議内容を報告

部会（沖縄県生活交通確保維持協議会）

内容：赤字バス路線の運行費欠損補助
・地域間幹線系統確保維持計画の検討
・生活バス路線確保維持計画の検討
体制：関係市町村、事業者、国、県等

分科会（北部、中部、南部）

内容：各圏域の公共交通課題への対応
体制：学識、利用者、事業者、国、県、市町村等

WGの設置
(課題に応じたWG)

↑ 連携・情報共有等

◇関係会議

沖縄県公共交通活性化推進協議会

内容：国道58号を中心とした基幹バスシステムの導入
体制：学識、利用者、事業者、国、県、沿線市村等

連携交通会議（北部、中部、南部）

内容：各圏域の公共交通課題への対応
体制：関係市町村、事業者、県

↑ 連携・情報共有等

◇関係会議

沖縄県公共交通活性化推進協議会

内容：国道58号を中心とした基幹バスシステムの導入
体制：学識、利用者、事業者、国、県、沿線市村等

<変更点>

- 沖縄県生活交通確保維持協議会については、法定協議会の部会として取り扱う。（R5.11.25改正）
- 県協議会のもと、分科会を設置。
(これまで議論してきた各圏域の取組をより強力に推進するため、連携交通会議を法定協議会に位置付け)